

別表2

施設等名	補助の対象となる整備内容	実施要件等
1 区画整理	農用地の区画の拡大、整形、換地及び面的工事と一体的に行うかんがい排水、暗きよ排水、農道等の整備	受益面積は、1事業地区についておおむね団体営級（土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第50条第1項から第8項までに定める要件に満たない事業をいう。）以下とする。
2 用排水整備	用水路、排水路の新設、改修及びこれらの附帯施設	
3 農道	農業上の利用に供する道路及び農地と農業用関連施設を結ぶ道路の新設、改良	
4 農地保全整備	客土、土壤改良、ため池改修、冠水防止のための排水ポンプ、地滑り対策のためのブロック積み・杭打ち、抜根等遊休地改良、ほ場進入路整備等及びこれらの附帯施設	
5 建物用地整備	新規就農者のための滞在施設用地の造成、農業用施設用地の造成、改良、経営多角化のための交流施設用地の造成及びこれらの附帯施設	
6 交換分合	農用地の交換・分割、合併等による農用地の集団化のための土地評定、測量、許可申請	
7 体験農園整備	学童・都市住民等の体験農業のための区画整理、農地の造成及びこれと一体的に行う用排水路、農道等の整備とこれらの附帯施設	
8 新規就農者研修施設	栽培技術・経営管理能力・生活習慣等の習得のための実験及び研修用農場の整備、研修用生産施設（温室及び機械施設）、座学等を行う研修施設及び宿泊滞在施設等とこれらの附帯施設	
9 高生産性農業用機械施設	農業用機械、施設（温室（平張施設を含む。）、畜舎等）及びこれらの附帯施設	
10 乾燥調製貯蔵施設	乾燥機、粉碎機、袋詰め機、色彩選別機、貯蔵施設、建物等及びこれらの附帯施設	カントリーエレベーターにあっては、施設の計画処理量1トンにつき補助金163.3千円、計画処理量が2千トン未満の場合は補助金210千円を上限とする。
11 育苗施設	水稻、野菜等の共同育苗施設及び附帯施設	

12 農畜産物集出荷貯蔵施設	野菜、果樹等の選別・選果用機械、冷却・冷蔵用機械、検査用機械、出荷用機械、建物等及びこれらの附帯施設	
13 農畜産物処理加工施設	処理・加工・冷蔵・貯蔵・包装用機械施設及びこれらの附帯施設	
14 高品質堆肥製造施設	堆肥製造用機械施設、堆肥保管用施設等及びこれらの附帯施設	
15 農業用水施設	水源施設、貯水施設、配管、ポンプ等及びこれらの附帯施設	
16 新技術活用種苗等供給施設	育苗・増殖用施設、培養検定用施設及びこれらの附帯施設	
17 経営継承円滑化支援施設	<p>① 市町村、農協、第3セクター等が離農者等農業を中止した者の経営資産を新規就農者、認定農業者又は認定志向農業者へ円滑に継承するために行う、ほ場の簡易な整備、中古農業用機械の購入及び修繕、中古農業用施設の購入、補修、改修及び増築</p> <p>② 特定農業法人又は特定農業団体又は特定農業団体と同様の要件を満たす組織による地区内農家からの中古農業用機械の購入及び修繕、中古農業用施設の購入、補修、改修及び増築</p>	対象となる機械及び施設は、残存耐用年数が施設にあっては5年以上、機械にあっては2年以上のものとする。
18 農業資材保管施設	製材機、ビニール裁断機などの加工用施設及び農業用資材の保管施設	
19 農業機械高度利用施設	農業機械の効率的な維持管理を行うとともに、共同利用体系の確立、オペレーターの研修等、有効的な機械利用に供する施設	
20 農林漁業体験施設	そば打ち、ジュース加工、わら細工等農林漁業の体験、技術の伝承、宿泊体験等のための施設及びこれらの附帯施設	
21 産地形成促進施設	販路拡大用、鮮度保持用、貯蔵用施設等及びこれらの附帯施設	
22 地域食材供給施設	地域内の農畜産物を活用した食材の供給のために必要な加工室、貯蔵室、処理加工機械施設等及びこれらの附帯施設	

23 総合交流拠点施設	地域特産物の展示、伝統文化の伝承、特産物の手作り体験、地域内の総合案内、地域に賦存する諸資源を活かした滞在等交流の推進のために必要な機能を有する施設及びこれらの附帯施設	
24 地域農業管理施設	栽培管理技術・経営管理に関する指導・研修、土壤分析、作物の品質検定、土地の利用調整等に必要な機器・施設等及びこれらの附帯施設	一設備として整備される情報端末（音声告知及び受信端末、パソコン端末等）は、市町村役場等公共機関、農業協同組合等農業関係機関所有の施設のほか、地域集会所等必要最小限の公共的役割を有する場所に設置するものに限定して補助の対象とするものとする。
25 経営高度化支援施設	農業生産・経営に係る遠隔環境制御・監視等に必要な計測機器、制御装置、監視装置、情報処理装置、端末機器等及びこれらの附帯施設	